

議案第107号

福岡市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，保育室等を3階以上に設ける場合の設備の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

福岡市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「第44条第7号イからクまで」を「第44条第7号」に改める。

第19条第1項の表第44条第7号アの項を次のように改める。

<p>第44条第7号ア</p>	<p>耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい，同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては，耐火建築物）</p>	<p>耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）であること。ただし，既存施設（幼稚園，保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては，耐火建築物又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい，同号口に該当するものを除く。）（保育室</p>
-----------------	---	--

	等を3階以上に設ける建物に あつては、耐火建築物)
--	------------------------------

第21条中「平成26年福岡市条例第59号」の次に「。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。」を加え、「第13条」を「家庭的保育事業等基準条例第13条」に、「第17条（見出し）」を「家庭的保育事業等基準条例第17条（見出し）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。